

里山保全活用施策ガイドライン (案)

<目 次>

1. 本書の概要	2
2. 対象地域の設定	4
3. 里山地域の現況把握	5
4. 里山地域の重要度評価	7
5. 里山地域の保全活用方策	10
6. 里山地域の保全活用方策の具体化	12
7. 付録：里山保全活用施策一覧	16

1. 本書の概要

1) 里山地域とは

里山地域とは、市街地内、あるいは市街地縁辺部において、かつての農用林とし生業の場として維持されてきた樹林空間、二次林を指す。

【解説】

- ・具体的には、炭づくり、堆肥づくり、薪拾い、きのこ採取、焼き畑農業の場として活用されてきた樹林のことである。なお、里山植生については、2-2) に示す。

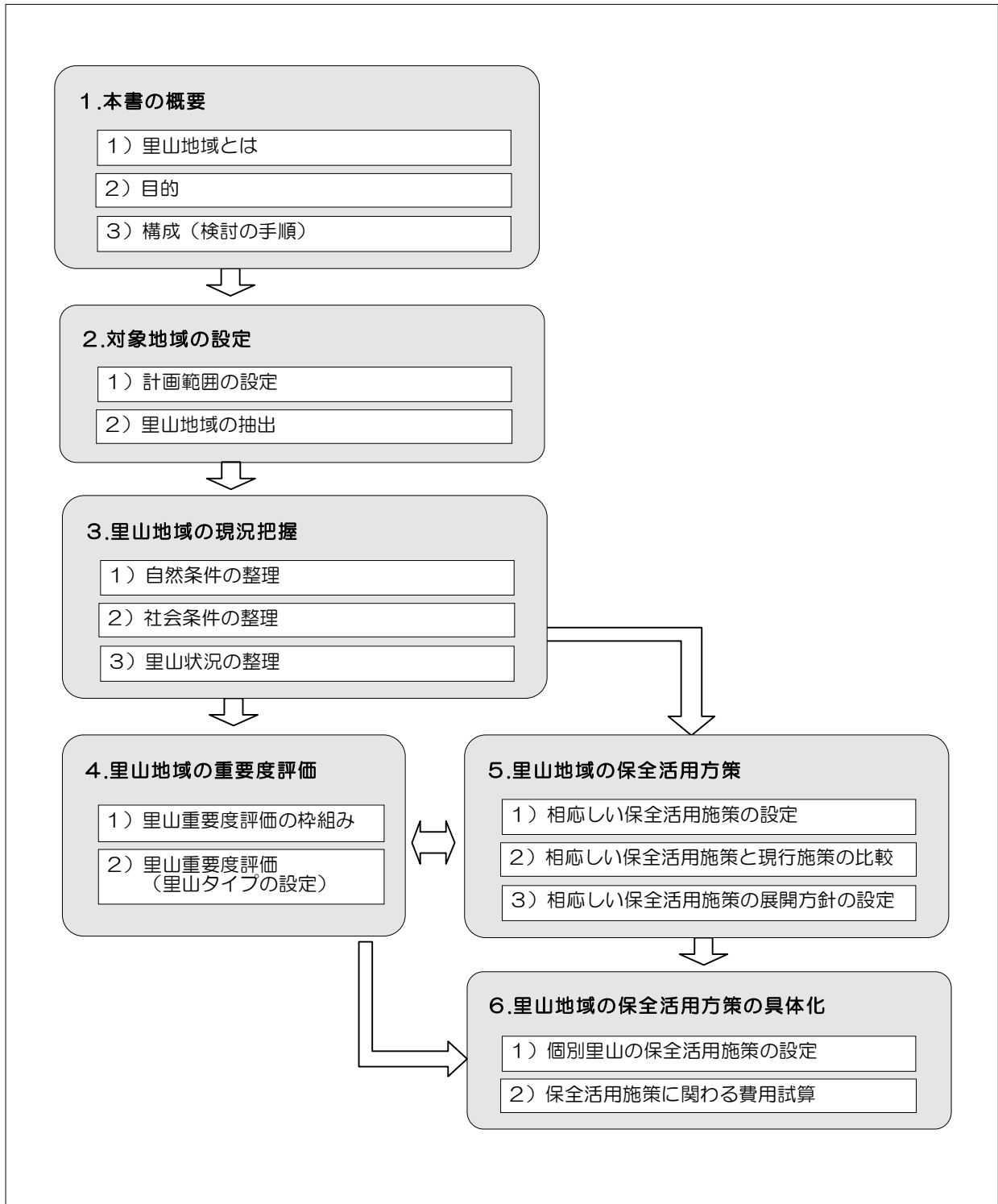
2) 目的

このガイドラインは、里山地域の保全活用を図るために、その内容、優先度、施策の適用、保全に関わる費用の算出手法を示している。

【解説】

- ・このガイドラインは、里山地域の保全活用を検討する場合において、保全の内容や優先度を設定するための根拠と、その手法及び手順を示すものである。
- ・また、行政計画として計画を策定する場合、現行の法規制・指定等の適用状況を踏まえて設定する必要があり、重要度とあわせて検討する手順についても示している。

3) 構成 (検討の手順)



【解説】

- ・本書ガイドラインの構成は、里山地域の保全活用を推進する計画立案・施策展開の検討の手順に沿ってとりまとめていることから、上記は各主体の里山保全活用方策の計画フローとしても活用することができる。

2. 対象地域の設定

1) 計画範囲の設定

計画立案の対象範囲は、計画策定の具体化が必要な範囲とする。

【解説】

- ・計画の観点から、里山地域の一団性や連続性を配慮して設定することが望ましいが、計画の具体化を考えれば、計画主体の及ぶ範囲（例えば行政区）とすることが現実的である。
- ・また、影響のある周辺の条件については、広域的な条件整理により把握しておくことも一つの方法である。

2) 里山地域の抽出

里山地域の定義に基づき、対象地域の特性を踏まえ設定した里山植生を設定、植生情報（植生図）よりこれに該当する地域を里山地域として抽出する。

【解説】

- ・全国の植生データが均質に整備され、過去調査（第3・4回）との比較が可能なことから、環境省の自然環境保全基礎調査による「自然環境情報GIS」の最新情報（第5回）の使用を推奨する。同データでは、自然度7、8及び6のアカマツ林が里山地域に該当する。
- ・上記の情報以外の植生情報も含め、より使い安いものを基礎データとして利用する。

参考資料：自然環境情報GISの自然度と区分基準

植生自然度	区分基準
10	高山ハイテ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	エゾマツトドマツ群集、フナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	フナミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区
7	クリーミズナラ群集、クヌギ・コナラ群落等、一般に二次林と呼ばれている代償植生地区
6	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	シバ群落等の背丈の低い草原
3	果樹園、桑畑、茶畑、苗圃等の樹園地
2	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

【使用データ例】

	発行	項目	スケール	問合せ先	備考
1	環境省	自然環境保全GISデータ	1/50,000*	環境省自然環境局生物多様性センター	GISアプリケーションが必要（推奨アプリ：ArcView）
2	環境省	現存植生図	1/50,000*	財団法人自然環境研究センター	発行中の植生図は自然環境保全基礎調査の年度が古い
3	各地方自治体	植生図	1/10,000～ 1/50,000程度	—	各地方自治体による

※：第5回自然環境保全基礎調査までのスケール

3. 里山地域の現況の把握

1) 自然条件の整理

地形、植生、生物生息状況等、里山地域をとりまく自然条件について整理する。

【解説】

- ・地形は、丘陵地・台地・低地・河川等の地形区分とその分布を整理する。
- ・植生は、集約群落レベルの植生分布を整理するとともに地形区分との関係性を把握する。
- ・生物生息状況は、鳥類、ほ乳類、両生類、昆虫等に関する資料を収集・整理する。
- ・既存の自然環境情報や、緑の基本計画等の基礎調査データでの対応が十分可能である。

【使用データ例】

- ・地形分類図 /国土庁 (地形)
- ・第5回自然環境情報GIS S=1:50,000/環境省 (植生)
- ・各自治体の動植物調査、ガイドマップ、市民及び団体による調査等 (生物生息状況)

2) 社会条件の整理

計画対象地域の位置・規模、人口等を把握するとともに、土地利用及びその変遷、上位関連計画、法規制・指定等、対象地域の社会条件について整理する。

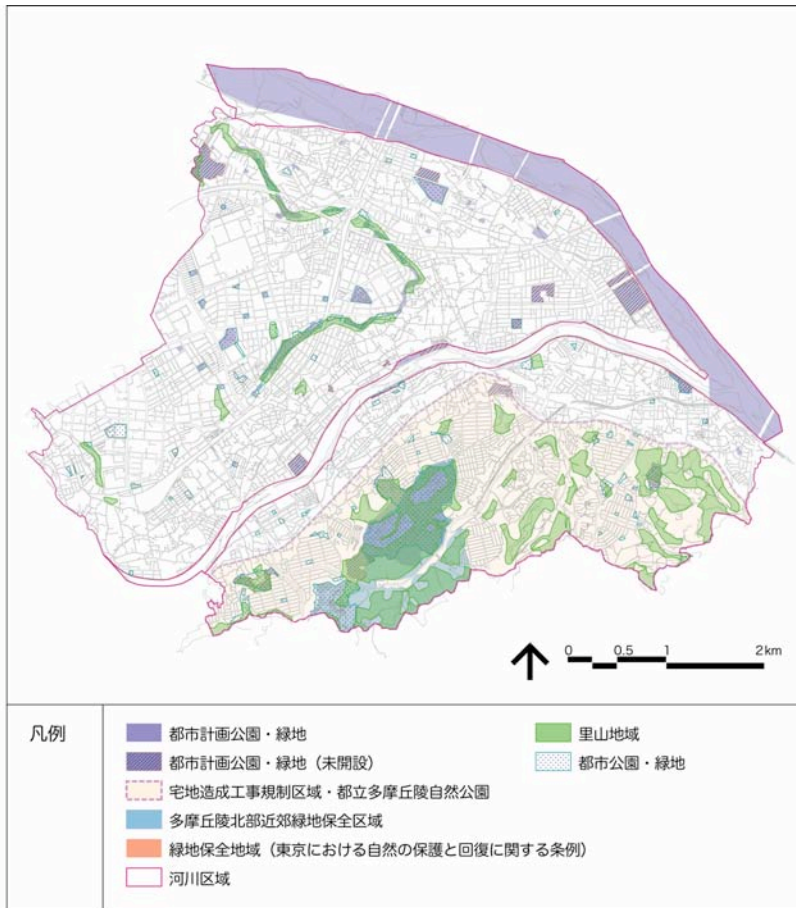
【解説】

- ・人口については、対象地域全域での構成と推移を把握するとともに、重要度評価の評価因子として活用することを想定し、町丁目単位の情報も整理しておくのが良い。
- ・土地利用の変遷は、里山地域減少の要因分析を目的としており、土地利用の大きな改変があった時期を含む、可能な限り多くのデータを収集・整理できることが望ましい。
- ・上位関連計画や法規制・指定等については、里山保全に関わる現行の法規制・指定の内容や分布の概要を整理するとともに、適用施策と現況施策との比較での活用を想定し、適用範囲や詳細規定内容についても整理しておくのが良い。

【使用データ例】

- ・住民基本台帳及び国勢調査 (人口)
- ・地形図 S=1:20,000～1:25,000 /国土地理院 (土地利用及びその変遷)
- ・細密数値情報 10mメッシュ土地利用/国土地理院 (土地利用及びその変遷)

参考資料：法規制・指定等の整理（H市）



3) 里山状況の整理

対象地域における里山地域の変遷を把握するとともに、里山地域内で実施されている市民団体・市民ボランティア等による活動について整理する。

【解 説】

- ・里山地域の分布については、1-2) による抽出結果を現況とし、それ以前のデータを合わせ、市域に占める面積比の変遷を図・表にて整理する。

【使用データ例】

- ・第3回自然環境情報GIS S=1:50,000/環境省 (1983-1986年調査)
- ・第4回自然環境情報GIS S=1:50,000/環境省 (1989-1993年調査)
- ・第5回自然環境情報GIS S=1:50,000/環境省 (1994-1998年調査)

4. 里山地域の重用度評価

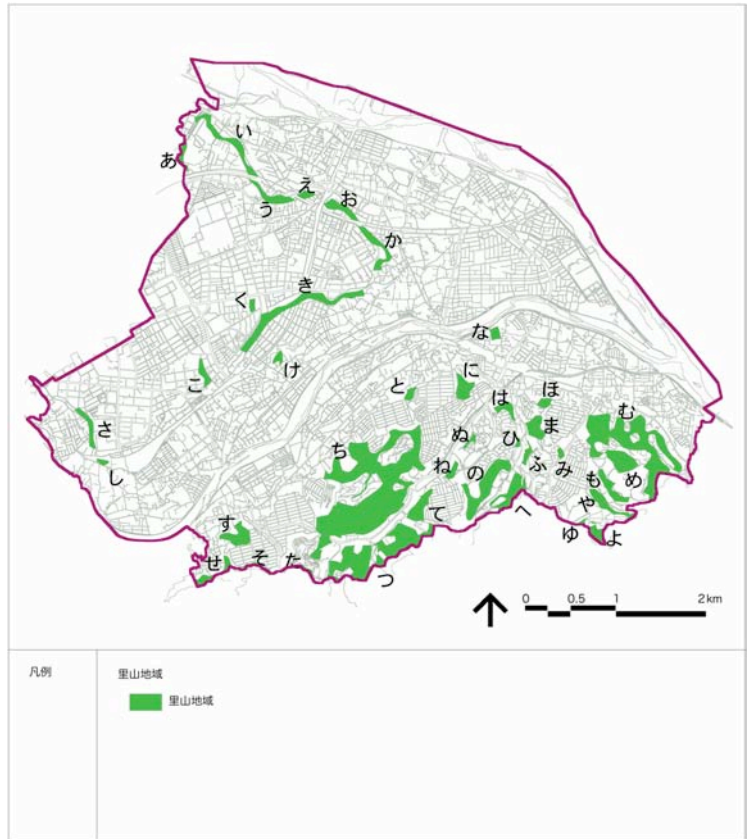
1) 里山重要度評価の枠組み

(1) 評価の基本単位

面的な連続性或いは植生の一団性からひとまとまりとなる樹林を、重要度評価を行う際の基本単位として設定する。

【解説】

- ・里山地域として抽出した地域の内を、面的な連続性或いは植生の一団性などの視点から評価の基本単位となる小班に分割し、図・表にて整理する。
- ・この際、ひとまとまりの樹林であっても、法規制・指定、特殊な条件により区別する必要がある場合には、それらの要素から細分化が必要となる。



参考事例：里山重要度評価の基本単位の設定（H市）

(2) 評価指標

里山地域に求められる「生物の生息環境」「市民利用」の機能を評価指標とし、各指標別評価から導く総合評価をもって里山重要度評価とする。

【解説】

- ・市街地縁辺部の樹林である里山地域は、都市部に残された貴重な生物生息空間であるとともに、市民の身近な自然とのふれあいの場としての役割も期待されている。里山地域の重要度評価を行う際には、「生物生息環境」「市民利用」の2つの指標からの総合的な重要度より評価する必要がある。

2) 里山重要度評価（里山タイプの設定）

(1) 指標別評価

対象地域の地域特性に基づき、具体的な評価因子を「生物の生息環境」「市民利用」それぞれ5項目程度設定し、指標別の重要度評価を行う。

【解説】

- ・里山地域の規模や分布、対象地域に占める割合や周辺地域の都市化や地域社会との関係性などの視点から、各評価指標の具体的な評価因子とその基準・配点を設定する。
- ・基準と配点は、下記の資料を参考に設定したうえで、評価内容と実態（現地調査等）を実態と照らし合わせ、補正を加えながら適切な値を決定していく必要がある。

参考事例：評価因子と評価基準（H市）

分類	評価因子	評価内容	評価基準	事例・出典
生物の生息環境 かみだ里山重要度評価	① 一団性	樹林を好み市の保全上注目すべき種であるヤマガラの生息・繁殖圏域「10ha以上」緑の多い住宅地等で見られるシジュウカラの生息・繁殖圏域「1ha以上」を指標に評価。	10ha以上 : 2点 1ha以上10ha未満 : 1点 1ha未満 : 0点	・国営あづみの公園自然環境情報活用手法検討調査/平成14年度/（財）都市緑化技術開発機構 ・緑の回廊構想検討調査/国土交通省
	② ネットワーク性	身近な野鳥シジュウカラの移動範囲「半径250m」を連続していることのみとし、「10ha以上（樹林）」と連続性、「10ha未満（樹林）」と連続「孤立」の3段階に評価。	10ha以上と連続 : 2点 10ha未満と連続 : 1点 孤立 : 0点 ※ 消失がネットワークに影響を与える里山地域 : +1点	・自然環境復元技術/小河原孝夫/1992
	③ 非干渉域の有無	野鳥の非干渉距離100m（100～200mの最小の値を使用）を指標に、各樹林の外周から100mのエッジをとった場合の非干渉となる部分の有無。	非干渉域有り : 1点 非干渉域無し : 0点	・生息空間の配置の原則/Diamond/1975 ・自然環境復元の技術/杉山恵一、進士五十八/朝倉書店
	④ 湧水の有無	森林性の生息環境に、湿性生物の生息環境をつくりだす湧水（地下水が崖や谷間から流れてきたもの）の有無。	湧水がある : 1点 湧水が無い : 0点	・国営あづみの公園自然環境情報活用手法検討調査
	⑤ 重要な自然の分布	市民記録と専門家の知見より整理された「重要とされる生き物」のうち、東京都の「保護上重要な野生生物種」の分布、及び地域の重要な自然資源を有するか否か。	分布有 : 1点 分布無 : 0点 ※重要な自然資源 : +1点	・国営あづみの公園自然環境情報活用手法検討調査 ・東京都保護上重要な野生生物種/1998
市民利用 かみだ里山重要度評価	⑥ 市民活動の有無	現在、市民団体により、自然観察や緑地管理などの活動のフィールドとして利用されているか否か。	利用されている : 1点 利用されていない : 0点	・日野市ホームページ
	⑦ 郷土資源の有無	樹林との一体的な保全により、より高い価値を生むと考えられる景勝地や史跡・文化財など、その地域の貴重な郷土資源の有無。	郷土資源がある : 1点 郷土資源が無い : 0点	・日野市ガイドマップ/平成14年
	⑧ 周辺の人口密度	多くの市民と接する機会の多い潜在的な利用者のポテンシャルが高い地域（百人/1ha以上）に、接するあるいは含まれるか否か。	百人/1ha以上 : 1点 百人/1ha未満 : 0点	・国勢調査（町丁目別人口）/平成12年度
	⑨ 周辺の学校分布	環境教育のフィールドとしての利用を想定し、その利用対象となる小・中・高等学校の250m圏（街区公園の誘致圏域相当）に立地しているかどうか。	立地している : 1点 立地していない : 0点	・日野市ガイドマップ/平成14年
	⑩ 周辺の公共施設分布	里山における市民の活動（管理等）の際に活動拠点あるいは便益施設として利用可能な公共施設が50m圏（事例参照）に位置する。	有 : 1点 無 : 0点 ※ 里山活動に既に活用されている施設 : 1点	・住民の合意形成による都市近郊森林の保全利用のための取り組み（I）-北広島の森林現況と機能区分-/2001/北海道林業試験場

(2) 総合評価

「生物の生息環境」「市民利用」の指標別評価の得点を合計し、指標毎の評点を両軸とするマトリックスを作成し総合評価を行う。

【解説】

- ・「生物の生息環境」「市民利用」のそれぞれの軸においては、里山タイプの分割基準の適切な数値を設定するために、基準と配点同様、評価内容と実態（現地調査の実施により）を照らし合わせ、補正を加えながら最終的な値を決定する必要がある。
- ・総合評価の結果は、図・表にて整理する。

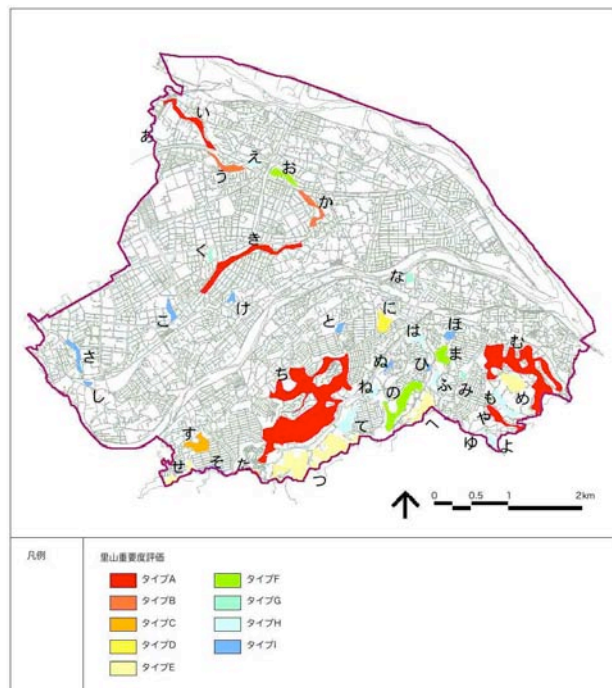
参考資料：里山重要度評価のためのマトリックスと里山タイプの詳細（H市）

		生物の生息環境からみた評価		
		5点以上	3~4点	0~2点
市民利用からみた評価	3点以上	A	B	D
	2点	C	F	G
	0~1点	E	H	I

里山タイプ	特性
A	生物の生息環境・市民利用共に重要度が高く、保全・利用の双方の積極的推進が求められる。
B	生物の生息環境としての重要度は平均的であるが、市民利用の重要度が高く、利用を優先した保全の推進が求められる。
C	市民利用の重要度は平均的であるが、生物の生息環境としての重要度が高く、保全を優先した活用の推進が求められる。
D	市民利用の重要度は高いが、生物の生息環境としての重要度が低く、特に保全面の推進が求められる。
E	生物の生息環境としての重要度は高いが、市民利用の重要度が低く、特に利用面の推進が求められる。
F	生物の生息環境・市民利用共に重要度は平均的であり、双方のバランスの良い取り組みが求められる。
G	市民利用の重要度は平均的であるが、生物の生息環境としての重要度は低く、取り組みにおいては利用が優先される。
H	生物の生息環境としての重要度は平均的であるが、市民利用の重要度は低く、取り組みにおいては保全が優先される。
I	生物の生息環境・市民利用共に重要度は低く、保全・活用の取り組みの優先度は低い。

参考資料：里山重要度評価（H市）

里山No	面積(ha)	生物の生息環境				合計	市民利用				合計	総合評価		
		① 自然環境の保全	② 生物多様性の確保	③ 景観の保全	④ 農林業の維持		⑤ 市民参加の促進	⑥ 歴史・文化の継承	⑦ 教育・研究の場の提供	⑧ 地域の活性化				
い	1.49	1	2	0	1	1	5	1	0	0	1	1	3	A
き	5.81	2	2	0	1	0	5	1	0	1	0	1	3	A
ち	3.48	2	2	1	1	1	7	1	0	1	1	2	5	A
つ	1.21	2	2	1	1	1	7	1	1	0	1	1	4	A
や	3.04	1	2	0	0	2	5	1	0	0	0	2	3	B
う	4.12	1	2	0	1	0	4	1	0	1	1	1	4	B
か	11.50	1	2	0	1	0	4	0	0	1	1	1	3	B
す	0.88	1	2	0	1	1	5	0	1	0	0	1	2	C
だ	1.08	2	2	1	0	0	5	0	0	0	1	1	2	C
に	1.94	1	0	0	1	0	2	0	1	1	0	1	3	D
せ	2.63	2	2	1	0	1	6	0	0	0	0	1	1	E
つ	0.64	2	2	1	0	0	5	0	0	0	0	1	1	E
へ	4.71	2	2	0	0	1	5	0	0	0	1	0	1	E
め	2.87	2	2	1	1	0	6	0	0	0	1	1	1	E
あ	0.74	1	2	0	1	0	4	0	0	0	1	1	2	F
の	0.64	2	2	0	0	0	4	0	0	0	1	1	2	F
ま	65.60	1	1	0	1	0	3	0	0	0	1	1	2	F
な	4.42	0	2	0	0	0	2	0	0	0	1	1	2	F
な	1.17	1	0	0	0	1	2	0	0	0	1	1	2	G
み	1.28	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	1	2	G
あ	3.71	1	1	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	H
え	0.78	1	2	0	0	1	4	0	0	0	0	1	1	H
て	1.34	1	2	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	H
ね	10.42	1	1	0	0	0	2	0	0	0	1	1	1	H
は	1.97	1	2	0	1	0	4	0	0	1	0	0	1	H
ら	0.45	1	2	0	0	0	3	0	0	0	1	0	1	H
ち	1.22	1	2	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	H
ゆ	5.87	2	2	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	H
よ	24.43	2	2	0	0	0	4	1	0	0	0	0	1	H
け	1.32	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	I
さ	3.64	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	I
し	0.67	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	1	1	I
そ	31.46	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	I
と	5.63	0	2	0	0	0	2	0	0	0	1	0	1	I
と	3.63	1	0	0	1	0	2	0	0	0	0	1	1	I
ひ	3.91	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	I
ひ	0.50	0	2	0	0	0	2	0	0	0	1	0	1	I
ほ	2.26	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	1	1	I



市域外の樹林あるいは市域内でも自然度9以上の樹林をあわせての評価による。

5. 里山地域の保全活用方策

1) 相応しい保全活用施策の設定

重要度評価より定めた里山タイプに沿って、里山地域の保全活用に関わる都市計画関連施策及びその他関連施策の内容を整理する。

【解説】

- ・里山タイプ別の相応しい保全活用施策は、既存の保全活用施策の他、先進都市における条例、制度、事業などを参考に設定する。（※付録①：里山保全活用施策一覧）
- ・なお、下記に示す参考資料のうち、黒で示した施策の枠組みには他の対象地域においてもそのまま活用することができる。先に設定した里山タイプと、これらの施策がうまく対応しない場合には、4-2) - (2) で設定したマトリックの分割基準の数値の再設定により調整を加える。

参考資料：里山タイプ別相応しい里山保全活用施策の設定（H市）

		生物の生息環境からみた評価		
		←高	担保必要性	低 →
市民利用からみた評価	高	<ul style="list-style-type: none"> ●都市公園 ●特別緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区、歴史的風土特別保全地区）に公開性を担保した制度の適用 ●河川区域に公開性を担保した制度の適用 ●（都）緑地保全地域 ●（他）市民の森（薪割）類似制度 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民緑地 ●都市公園 ●緑地保全地域（近郊緑地保全区域、歴史的風土保存区域）に公開性を担保した制度の適用 ●（都）緑地保全地域 ●（他）市民の森（薪割）類似制度 ●（他）市民の里山（薪割）類似制度 	<ul style="list-style-type: none"> ●緑地協定 ●市民緑地 ●（他）市民の森（薪割）類似制度
	公開必要性	<ul style="list-style-type: none"> ●自然公園区域（特別地域） ●鳥獣保護区域（特別地域） ●保安林区域 ●（都）自然環境保全地域（特別地域） 	<ul style="list-style-type: none"> ●自然公園区域（普通地域） ●鳥獣保護区域（普通地域） ●（都）都民の森類似制度 ●（都）自然環境保全地域（普通地域） 	
		<ul style="list-style-type: none"> ●特別緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区、歴史的風土特別保全地区）に管理協定の規定を加える ●河川区域 ●（都）緑地保全地域 ●（日）緑地信託制度類似制度 	<ul style="list-style-type: none"> ●緑地保全地域（近郊緑地保全区域、歴史的風土保存区域）に公開性を担保した制度の適用 ●風致地区 ●（他）市民の里山（薪割）類似制度 	<ul style="list-style-type: none"> ●緑地協定
	低	<ul style="list-style-type: none"> ●自然公園区域（特別地域） ●鳥獣保護区域（特別地域） ●保安林区域 ●（都）自然環境保全地域（特別地域） 	<ul style="list-style-type: none"> ●特別緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区、歴史的風土特別保全地区） ●緑地保全地域（近郊緑地保全区域、歴史的風土保存区域） ●風致地区 	<ul style="list-style-type: none"> ●自然公園区域（普通地域） ●鳥獣保護区域（普通地域） ●（都）都民の森類似制度 ●（都）自然環境保全地域（普通地域）

都市計画関連施策等
 関連施策

（都）：東京都条例 （日）：日野市条例 （他）：他都市事例

3) 相応しい保全活用施策の展開方針の設定

相応しい保全活用施策と施策とのギャップの傾向と、対象地域の緑化政策の方向性を踏まえ、今後の里山保全活用を推進する施策の展開方針を設定する。

【解説】

- ・相応しい施策に満たない箇所の傾向や、緑の基本計画における理念や方針、里山地域に関する関連施策など対象地域の緑化政策を踏まえ、里山保全活用施策の展開方針を設定する。

参考資料：里山保全活用施策の展開方針（H市）

① 総合的な重要度の高い樹林は、公園・緑地化の推進や区域拡大を検討する。

生物の生息環境・市民利用ともに評価の高い樹林については、公的担保制の高い都市公園・緑地化を図るものとし、既存の公園・緑地整備計画はその推進を図るとともに、一体となった樹林の一部のみが公園・緑地である場合には、樹林全体への区域拡大を検討する。

② 適切な法規制・指定への格上げや、新規制度の適用を検討する。

現行の法規制・指定などが重要度に見合った十分な公的担保制を確保していない場合、同制度内での普通地域から特別地域への指定内容の格上げや、都市緑地法など新たな制度を用いた、より公的担保制の高い法規制・指定の適用を検討する。

③ 新規指定にあたり、条件や用途に見合った新たな施策の導入を検討する。

現況ではそれに応じた施策が一切適用されていない樹林もあるが、これらについては重要度のレベルに見合った保全活用を図るよう、新たな条例や協定などの整備も視野に入れ、条件や用途に適切に対応した新規指定の適用を検討する。

6. 里山地域の保全活用方策の具体化

1) 個別里山の保全活用施策の提案

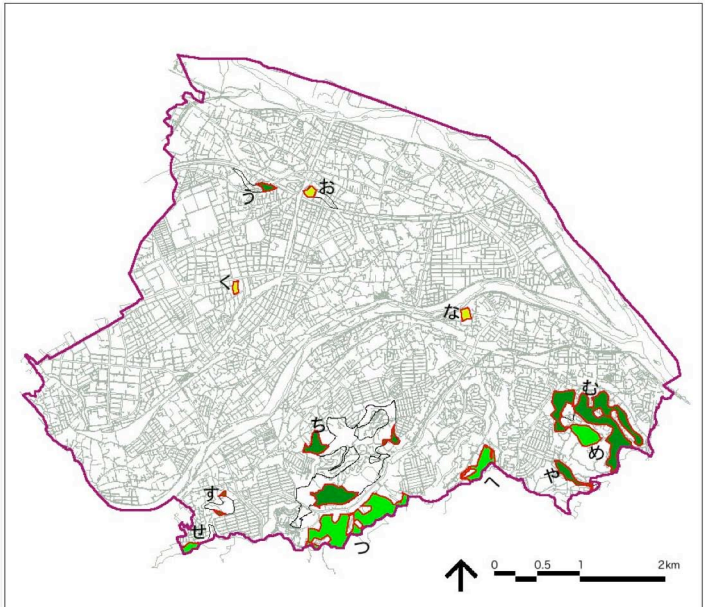
相応しい保全活用施策の展開方針に基づき、個々の里山における具体的な施策展開について提案する。

【解説】

- ・相応しい施策に満たない里山地域を抜き出し、相応しい施策とのギャップの部分解消する為に適用する施策を検討・提案する。(※付録：里山保全活用施策一覧)
- ・その際、市域全体の緑化政策との整合性を図るため、緑の基本計画等の上計画の方針や施策との照らし合わせによる調整を加え、最終的な提案を行うものとする。

参考資料：相応しい里山保全活用施策と現行施策とのギャップ解消のための施策案（H市）

里山タイプ	No.	全体面積 (ha)	現行の保全活用施策		相応しい施策を満たす面積 (ha)	相応しい施策とギャップ (ha)	ギャップ解消のための施策案	緑の基本計画にみる日野市の意向
			相応しい施策と対応	相応しい施策と非対応				
A	ち	65.60	●都市公園<一部>	●自然公園(普) ●宅地造成工事規制区域 ●近郊緑地保全区域	52.00	13.60	① 全域の都市公園化(積極的買収)	-
	む	31.46	●都市公園<一部>	●自然公園 ●宅地造成工事規制区域	2.16	29.30	① 全域の都市公園化(積極的買収)	特別緑地保全地区指定
	や	3.91	●都市公園<一部>	●自然公園(普) ●宅地造成工事規制区域	0.46	3.45	① 全域の都市公園化(積極的買収)	都市公園化(積極的買収)
B	う	3.48	●都市公園<一部>	-	2.32	1.16	① 全域の都市公園化(積極的買収)	-
C	す	4.71	●都市公園<一部>	●自然公園(普) ●宅地造成工事規制区域	4.09	0.62	② 特別緑地保全地区指定	-
	せ	2.87	●都市公園<一部>	●自然公園(普) ●宅地造成工事規制区域	1.28	1.59	② 特別緑地保全地区指定	特別緑地保全地区指定
	つ	24.43	-	●自然公園(普) ●宅地造成工事規制区域	0.00	24.43	② 特別緑地保全地区指定	-
					0.00	5.87	② 特別緑地保全地区指定	-
					0.00	5.63	② 特別緑地保全地区指定	特別緑地保全地区指定
					1.85	1.19	③ 緑地保全地域あるいは市民の森指定	-
					0.00	0.88	③ 緑地協定の締結	-
					0.00	1.28	③ 緑地協定の締結	-



凡例	
里山保全活用施策の展開	
	指定範囲の拡大
	指定内容の格上げ
	新規指定の適用
	里山地域

- ①： 指定範囲の拡大
- ②： 適正な法規制・指定への移行
- ③： 新たな施策の導入

2) 保全活用施策に関わる費用試算

相応しい保全活用施策の具体化にむけ、「買収」「管理」「補助」の視点から、実施に要する費用試算を行う。

【解説】

- ・タイプ別の面積及びギャップ面積をもとに、相応しい保全活用施策の具体化に掛かる費用を算出する。

(1) 買収費用

買収費用（円）＝ 平均路線価（円）× ギャップ面積（ha）

【解説】

- ・買収費用については、対象都市の平均路線価（財産評価基準書路線図より算定）に、買収を要する施策が設定された里山タイプ毎の総面積を乗じて算出する。
- ・その際、「都市公園等として積極的に買収を行う」「買取りの申請に応じて将来的に買収を行う」の2つのレベルに分け算出を行う。

里山タイプ	買収の考え方
A～B*	都市公園等として積極的に買収を行う
C～E	買取りの申出に応じて将来的に買収を行う
F～I	公的には取得しない

*既に取得済みの敷地はのぞく

生物の生息環境からみた評価

	一高	担保の要性	低一
一高	A	B	D
二高	C	F	G
低一	E	H	I

市民利用からみた評価

参考資料：里山タイプ別ギャップ面積の整理（H市）

里山重要度の総合評価	全体面積 (ha)	相応しい施策を満たす面積		相応しい施策とのギャップ	
		ha	%	ha	%
A	118.27	71.92	60.8%	46.35	39.2%
B	7.60	6.44	84.7%	1.16	15.3%
C	5.35	4.73	88.4%	0.62	11.6%
D	3.71	3.71	100.0%	0.00	0.0%
E	38.80	1.28	3.3%	37.52	96.7%
F	17.10	15.91	93.0%	1.19	7.0%
G	2.83	0.67	23.6%	2.16	76.4%
H	18.04	18.04	100.0%	0.00	0.0%
I	10.75	10.75	100.0%	0.00	0.0%
合計	222.45	133.45	60.0%	89.00	40.0%

(2) 年間管理費用

$$\text{年間管理費用 (円/年)} = \text{年間管理単価 (円/ha)} \times \text{管理対象面積 (ha)}$$

【解説】

- ・ 管理費用については、里タイプの管理水準毎に、年間平均管理単価より算出する。

参考資料：植生及び管理水準と管理単価

典型的 里山植生	年間平均管理単価 (円/ha)	
	管理度-中・高	管理度-低
アカマツ林	228,000	87,000
ミズナラ林	192,000	42,000
コナラ林	317,000	58,000
常緑広葉樹林	91,000	58,000
その他	207,000	61,000

里山タイプ	年間管理費の考え方
A*	管理度-中・高
B~G*	管理度-低
H~I	公的な管理は行わない

*管理単価は植生に対応して変動する



(3) 年間補助費用

$$\text{年間補助費用 (円/年)} = \text{年間補助単価 (円/ha)} \times \text{補助対象面積 (ha)}$$

【解説】

- ・ 補助費用については、土地所有者に対する助成・優遇措置に掛かる費用を算出する。
- ・ 補助手法は、「固定資産税（標準税率 1.4%）」「都市計画税（標準税率 0.3%）」の2つを非課税とするか、それ相当分の補助を摘要するケースが一般的である。よって年間補助単価は、固定資産税・都市計画税それぞれに「路線価×税率」で算出する。
- ・ 管理費相当分の補助を設定する場合は、管理代行と管理費用補助の2通りのケースが想定されることから、一律に管理費用に計上し、ここでは加算しないものとする。

里山タイプ	年間補助費の考え方
A~F	固定資産税（1.4%*2）都市計画税（0.3%*2）の非課税
G*1	管理度-中・高相当額の補助
H*1	管理度-低相当額の補助
I	補助対象外

*1 数字は標準税率。実際は各自治体の数値を使用
*2 「管理」費用として計上、ここでは加算しない



7. 付録：里山の保全活用施策一覧

●里山保全に関する法律等一覧

	根拠法等	地区指定
1	都市緑地法	緑地保全地域/特別緑地保全地区/管理協定/市民緑地
2	首都圏近郊緑地保全法/近畿圏の保全区域の整備に関する法律	近郊緑地保全区域/近郊緑地特別保全地区/管理協定
3	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	歴史的風土保存区域/歴史的風土特別保存地区
4	生産緑地法	生産緑地地区
5	都市計画法	風致地区
6	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	保存樹・保存樹木
7	森林法	保安林
8	河川法	河川区域
9	自然環境保全法	原生自然環境保全地域/自然環境保全地域（普通地区・特別地区）/都道府県自然環境保全地域（普通地区・特別地区）
10	自然公園法	国立公園（普通地域・特別地域）/国定公園（普通地域・特別地域）/都道府県立自然公園（普通地域・特別地域）
11	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域/農用地区域
12	鳥獣保護及び狩猟に関する法律	鳥獣保護区/特別保護地区
13	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区（管理地区・監視地区）
14	都市公園法	都市公園
15	文化財保護法	史跡・名勝・天然記念物
16	宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域

●先進事例における条例・制度等一覧

	根拠法等	自治体	地区指定
1	東京都自然公園条例	東京都	自然公園（普通地域・特別地域）
2	東京における自然の保護と回復に関する条例	東京都	保全地域（普通地区・特別地区）/東京都希少野生動植物保護区
3	東京都風致地区条例	東京都	風致地区（第一種・第二種）
4	東京都都民の森条例	東京都	都民の森
5	日野市みどりの保護育成に関する要綱	日野市	樹木等の集団
6	日野市緑地信託等に関する条例	日野市	緑地
7	緑の環境をつくり育てる条例	横浜市	市民の森/ふれあいの樹林/緑地保存地区
8	高知市里山保全条例	高知市	里山保全地区/里山保全協定 市民の里山

付録：里山保全活用施策一覧（法律-1）

根拠法	都市緑地法（平成16年6月18日改正）			首都圏近郊緑地保全法（平成16年6月18日改正） 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（平成16年6月18日改正）			古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（平成11年12月22日改正）		生産緑地法（平成11年12月22日改正）	都市計画法（平成16年6月18日改正）	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（平成16年6月18日改正）	森林法（平成16年12月1日改正）	河川法	
目的	良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。			首都圏の近郊整備地帯及び近畿圏の規制と市区域における良好な自然環境を有する緑地を保全する。			わが国固有の文化的資産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土を保存するために国等において講ずべき特別の措置を定め、もって国土愛の高揚に資するとともに、ひろく文化の向上発展に寄与することを目的とする。		農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的とする。	都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。	都市の美観風致を維持するため、樹木の保存に関し必要な事項を定め、もって都市の健全な環境の維持及び向上に寄与することを目的とする。	森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。	洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の保全がされるようにこれを総合的に管理する。	
地区	緑地保全地域	特別緑地保全地区	管理協定	市民緑地	近郊緑地保全区域	近郊緑地特別保全地区	管理協定	歴史的風土保存区域	歴史的風土特別保存地区	生産緑地地区	風致地区	保存樹・保存樹林	保安林	河川区域
範囲	市街化区域 ○	○	-	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○
市街化調整区域 ○	○	○	-	○	○	○	-	○	○	×	○	○	○	○
都市計画区域外 ×	×	×	-	×	○	×	-	○	×	×	×	×	○	○
指定の要件	・無秩序な市街化の防止又は公害若しくは災害の防止のため適正に保全する必要があるもの ・地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるもの	・無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの ・神社、寺院等の建造物、移遺跡と一体となつて、又は伝承若しくは風俗慣習と結びついて当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの ・次のいずれかに該当し、かつ当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの イ：風致又は景観が優れていること ロ：動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があること	・緑地保全地域又は特別緑地保全地区内の緑地 ・緑地の保全のため必要があると認めるもの ・土地所有者などの全員の合意	・政令で定める規模（300平方メートル）以上の土地又は人工地盤、建築物その他の工作物 ・良好な都市環境の形成を図るため	・無秩序な市外化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによって得られる首都及び周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しいこと ・特に良好な自然環境を有すること ・近郊緑地保全区域内であること	・近郊緑地特別保全地区に関する都市計画を定めることによつて得られる首都及び周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が特に著しいこと ・特に良好な自然環境を有すること ・近郊緑地保全区域内であること	・緑地保全地域又は特別緑地保全地区内の緑地 ・緑地の保全のため必要があると認めるもの ・土地所有者などの全員の合意	・関係地方公共団体及び社会資本整備審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、古都における歴史的風土を保存するため必要な土地の区域	・歴史的風土保存区域内において歴史的風土の保存上当該歴史的風土保存区域の重要な部分を構成している地域	・公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地のように供する土地として適しているものであること ・500平方メートル以上の規模の区域であること ・用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること	・都市の風致を維持するため定める地区	・次のいずれかに該当し、健全で、かつ、樹容が美観上特にすぐれていること。 ・樹木についてはイ：1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートル以上であること ロ：高さが15メートル以上の高さであること ハ：株立ち下樹木で、高さが3メートル以上であること ニ：攀登性樹木で、枝葉の面積が30平方メートル以上であること ロ：いけがきをなす樹木の集団で、そのいけがきの長さが60メートル以上であること	・水源の涵養、土砂の流出の防備、土砂の放火の防備などの目的を達成するため必要がある森林 ・民有林にあっては、重要流域内に存するものに限り（2以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が指定するもの）	・河川の流水が継続して存する土地及び地形、これに類する状況を呈している土地の区域 ・河川管理施設の敷地である土地の区域のうち、河川管理者が指定区域 ・河岸または河川管理施設を保全するため、河川区域に隣接する区域でかつ、必要最小限の区域に限り指定する。原則として、河川区域（樹林帯区域を除く）の境界から50m以内。 ・河川管理施設の敷地である土地の区域のうち、その管理する、樹林帯の敷地である土地の区域
指定の主体	都道府県	都道府県 10ha以下は市町村	都道府県知事の認可 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者と管理主体が協定を締結	土地所有者と地方公共団体又は緑地管理機構が契約を締結	国土交通大臣 指定都市	国土交通大臣 指定都市	都道府県知事の認可 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者と管理主体が協定を締結	国土交通大臣	国土交通大臣	市町村	都道府県知事 ^{※1} 10ha以下は市町村の長	市町村長	農林水産大臣 都道府県知事 ^{※2}	河川管理者
都市計画決定	あり	あり	なし	なし	なし	あり	なし	なし	あり	あり	あり	なし	なし	あり
規制の主体	都道府県知事	都道府県	協定内容による	-	都道府県知事 指定都市の長	都道府県知事 指定都市の長	協定内容による	府県知事	府県知事	市町村長	都道府県知事 ^{※1} 10ha以下は市町村の長	市町村長	都道府県知事	河川管理者
行為制限の内容	建築物等の新改増築	届出	許可	協定内容による	-	届出	許可	協定内容による	届出	許可	許可	-	-	許可
	土地の形質の変更	届出	許可	〃	-	届出	許可	〃	届出	許可	許可	-	許可	許可
	木竹の伐採・採取	届出	許可	〃	-	届出	許可	〃	届出	許可	許可	-	許可	-
	水面の埋立又は干拓	届出	許可	〃	-	届出	許可	〃	届出	許可	許可	-	-	-
	鉱物土石類の採取	届出	許可	〃	-	届出	許可	〃	届出	許可	許可	-	許可	-
	家畜等の挿入	-	-	〃	-	-	-	〃	-	-	-	-	-	-
	緑地の確保	-	-	〃	-	-	-	〃	-	-	-	-	届出	-
	動物の捕獲・損傷等	-	-	〃	-	-	-	〃	-	-	-	-	-	-
	広告物等の表示	-	-	〃	-	-	-	〃	-	許可	-	許可	-	-
	工作物等の色彩変更	-	-	〃	-	-	-	〃	-	届出	許可	-	-	-
その他	届出	許可	〃	-	届出	許可	〃	届出	許可	-	許可	-	-	
罰則規定	なし	なし	〃	なし	あり	あり	〃	あり	あり	あり	あり	なし	なし	許可（占用ほか）
土地所有者への助成・優遇	税制一部軽減等	税制一部軽減等	-	税制一部軽減等	-	税制一部軽減等	-	-	損失補償あり	-	-	-	損失補償あり	-
買入れ主体	-	都道府県 買入れを希望する市町村、緑地管理機構	-	-	-	指定都市	-	-	府県	市町村長、その他（買取の申出があった時）	-	-	-	-
買入れに対する補助	-	損失補償又は土地の買入れに要する費用の額に1/3を乗じて得た額を国が地方公共団体に補助	-	-	-	指定都市	-	-	国は土地の買入れに要する費用については制令で定めるところによりその一部を負担	-	-	-	-	-
管理	土地所有者 管理協定適用可	土地所有者 管理協定適用可	地方公共団体又は緑地管理機構	地方公共団体又は緑地管理機構	土地所有者 管理協定適用可	土地所有者 管理協定適用可	地方公共団体又は緑地管理機構	土地所有者	土地所有者	土地所有者	土地所有者	土地所有者	土地所有者	河川管理者
市民への公開の義務	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他・備考				管理期間5年以上、国から地方公共団体に公開のための施設整備費の一部補助あり		国から都道府県に保全のための事業費の一部補助あり			国から地方公共団体に維持保存、施設整備に要する費用の一部補助					樹林帯は土地の形質の変更と、木材の伐採・採取に許可が必要

※1 指定都市、中核都市及び特例市にあってはそれぞれの長を含む ※2 民有林を保安林に指定する場合

付録：里山保全活用施策一覧（法律-2）

根拠法	自然環境保全法（平成16年6月9日改正）			自然公園法（平成16年6月9日改正）			農業振興地域の整備に関する法律（平成16年6月18日改正）			鳥獣の保護及び狩猟に関する法律（平成15年1月1日改正）			絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成16年6月9日改正）			都市公園法（平成16年6月18日改正）		文化財保護法（平成16年6月9日改正）		宅地造成等規制法	
目的	広く国民が自然環境の恵沢を享受すると共に、将来の国民にこれを継承できるようにし、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。			優れた自然の風景地を保護すると共に、その利用の増進を図りもって国民の保健、休養及び教化に資することを目的とする。			農業の健全な発展を図ると共に、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。			鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。			絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。			都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進を資することを目的とする。		文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資すると共に、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。		宅地造成に関する工事等について災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。	
地区	原生自然環境保全地域	自然環境保全地域		都道府県自然環境保全地域		国立公園		国定公園		都道府県立自然公園		農業振興地域	農用地区域	鳥獣保護区	特別保護地区	生息地等保護区		都市公園	史跡・名称・天然記念物	宅地造成工事規制区域	
範囲	市街化区域 市街化調整区域 都市計画区域外	- ○ ○	○ - ○ ^{※3}	○ - ○ ^{※3}	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	×	×	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	管理地区 監視地区	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
指定の要件	・区域における自然環境が人の生活によって影響を受けることなく原生の状態を維持しており、かつ、制令で定める面積以上の面積を有する土地の区域 ・国又は地方公共団体が所有するものうち、当該自然環境を保全することが特に必要なもの	・原生自然環境保全地域以外の区域 ・自然的社会的諸条件から見てその区域における自然環境を保全することが特に必要なもの ・高山性植生又は亜高山性植物が相当部分を占める森林又は草原の区域、すぐれた天然林が相当部分を占める森林の区域 ・地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となつて自然環境を形成している土地の区域など ・その面積が制令で定める面積以上のもの	・区域における自然環境が自然環境保全地域に準ずる土地の区域 ・区域の周辺の自然的社会的諸条件から見て当該自然環境を保全することが特に必要なもの	・国立公園は、我が国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地であること ・当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて区域を指定できる	・国定公園は国立公園に準ずる優れた自然の風景地であること ・当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて区域を指定できる	・優れた自然の風景地であること	・その地域内にある土地の自然的条件及びその利用の動向から見て、農用地等として利用すべき相当規模の土地があること ・その地域における農業就業人口その他の農業経営に関する基本的条件の現状及び将来の見通しに照らし、その地域内における農業の生産性の向上その他農業経営の近代化が図られる見込みが確実であること ・国土資源の合理的な利用の見知から見て、その地域内にある土地の農業上の利用の高度化を図ることが相当であると認められること	・市町村の定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地の区域として定められる土地の区域	・環境大臣にあっては、国際的又は全国的な鳥獣の保護の見知からその鳥獣の保護のため重要と認める区域 ・都道府県知事にあっては、地域の鳥獣の保護の見知からその鳥獣の保護のため重要と認める当該都道府県内の区域であつて前号の区域以外の区域	・鳥獣保護区の区域内であること ・鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域	・生息地等保護区は、国内希少野生動植物の保存のため必要がある時はその個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある地域であつて、個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその国内希少野生動植物の保存のため重要と認めるもの ・管理地区は生息地等保護区の区域内で国内希少野生動植物種の保存のため特に必要があると認める区域 ・監視地区は生息地等保護区の区域で管理地区の区域に属さない部分の区域	・都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地 ・次にあげる公園又は緑地で国が設置するもの イ：一の都府県の区域を越えるような広域の見知から設置する都市計画施設である公園又は緑地 ロ：国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地	・記念物（我が国にとって歴史又は学術上価値の高いもの、芸術上又は観賞上価値の高いもの、動物、植物及び地質鉱物など）のうち重要なもの	・宅地造成に伴い崖崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれ著しい市街地又は市街地の区域内							
指定の主体	環境大臣	環境大臣	都道府県	環境大臣	環境大臣	都道府県知事	都道府県	都道府県知事	市町村	環境大臣又は都道府県知事	環境大臣又は都道府県知事	環境大臣	-	文部科学大臣	都道府県知事 指定都市・中核市又は特例市の長						
都市計画決定	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし					
規制の主体	許可は環境大臣	環境大臣	都道府県	環境大臣	都道府県知事	都道府県	-	都道府県知事	-	環境大臣又は都道府県知事	環境大臣	国の設置の場合	-	市町村長							
行為制限の内容	建築物等の新設増築	禁止	届出	許可	条例による	届出	許可	届出	許可	条例による	-	許可	-	許可	届出	-	-	-			
	土地の形質の変更	禁止	届出	許可	〃	届出	許可	届出	許可	〃	-	許可	-	-	届出	-	-	-			
	木竹の伐採・採取	禁止	-	許可	〃	-	許可	-	許可	〃	-	-	-	許可	許可	-	禁止	-			
	水面の埋立又は干拓	禁止	届出	許可	〃	届出	許可	届出	許可	〃	-	-	-	許可	許可	届出	-	-			
	鉱物土石類の採取	禁止	届出	許可	〃	届出	許可	届出	許可	〃	-	許可	-	-	許可	届出	-	-			
	家畜等の挿入	禁止	-	-	〃	-	許可	-	許可	〃	-	-	-	-	-	-	-	-			
	緑地の確保	-	-	-	〃	-	-	-	-	〃	-	-	-	-	-	-	-	-			
	動物の捕獲・損傷等	禁止	-	禁止 ^{※4}	〃	-	許可	-	許可	〃	-	-	-	-	許可	-	-	-			
	広告物等の表示	-	-	-	〃	届出	許可	届出	許可	〃	-	-	-	-	-	-	-	-			
	工作物等の色彩変更 その他	- 禁止 一部許可	- 届出	- 許可	〃	- 届出	- 許可	- 届出	- 許可	〃	- 許可	- 許可	- 許可	- 許可	- 許可	- 届出	禁止	禁止	許可		
罰則規定	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	-	-	-	-	-	-	あり	あり	あり			
土地所有者への助成・優遇	-	損失補償あり	損失補償あり	損失補償あり	損失補償あり	損失補償あり	損失補償あり	損失補償あり	-	-	損失補償あり	損失補償あり	損失補償あり	損失補償あり	損失補償あり	借地公口	損失補償あり	-			
買い入れ主体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
買い入れに対する補助	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	土地の定着物でその管理にかかる保存のために必要な場合その買い取りに要する経費の一部を国が補助	-			
管理	地方公共団体又は緑地管理機構	-	-	公園管理団体	公園管理団体	公園管理団体	土地所有者	土地所有者	-	-	-	-	-	-	-	当該地方公共団体又は国の設置にかかる公園は国土交通大臣	土地所有者又は管理団体	-			
市民への公開の義務	-	-	-	○ ^{※6}	○ ^{※6}	○ ^{※6}	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○ ^{※7}	-			
その他・備考	公有地	特別地区の中に、野生動植物保護地区を指定できる	特別地区の中に、野生動植物保護地区を指定できる	特別地域内に特別保護地区、利用調整地区を指定することができる	特別地域内に特別保護地区、利用調整地区を指定することができる	特別地域内に特別保護地区、利用調整地区を指定することができる	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

※3 自然公園を含まない ※4 野生動植物保護地区のみ ※6 利用調整地区を除く ※7 できるだけ公開する等その文化的活用にも努めなければならない

付録：里山保全活用施策一覧（先進事例）

根拠法	東京都自然公園条例 (平成14年3月29日)	東京における自然の保護と回復に関する条例 (平成12年12月22日)	東京都風致地区条例 (昭和45年4月1日)	東京都都民の森条例 (平成2年3月1日)	日野市みどりの保護育成に関する要綱 (昭和47年7月1日)	日野市緑地信託等に関する条例 (平成元年7月6日)	
目的	都内に優れた自然の風景地を保護すると共に、その利用の増進を図り、もって都民の健康、休養及び福祉の向上に資することを目的とする。	東京における自然の保護と回復を図り、もって広く都民が豊かな自然の恵みを受用し、快適な生活を営むことができる環境を確保することを目的とする。	都市の風致を維持する	東京における森林の育成及び林業の振興並びに都民の健康の増進を図り、併せて地域の振興に資するため	緑地の保全等に必要措置を講ずるとともに、市民の協力を得て地域の美観、風致を維持し、もって市民の健康で快適な日常生活の確保を図ることを目的とする。	良好な都市環境の形成を図る一環として、市内の緑地を保全し、これによって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	
地区	自然公園 普通地域 特別地域	保全地域 普通地区 特別地区	東京都希少野生動物保護区	風致地区 第一種 第二種	都民の森	樹木等の集団	緑地
範囲	市街化区域 ○ 市街化調整区域 ○ 都市計画区域外 ○	○	○	○	-	○	
指定の要件	・都内にある優れた自然の風景地であること	・普通地域とは自然環境保全地域又は森林環境保全地域の区域のうち特別地区に含まれない区域 ・自然環境保全地域：自然環境保全法の規定により環境大臣が指定する自然環境保全地域に準ずる地域で、その自然を保護することが必要な土地の区域 ・森林環境保全地域：水源を涵養し、又は多様な動植物が生息し、若しくは生育する良好な自然を形成することができる認められる植林された森林の存する地域で、その自然を回復し、保護することが必要な土地の区域 ・里山保全地域：雑木林、農地、湧水等が一体となって多様な動植物が生息し、又は生息する良好な自然を形成することができる認められる丘陵斜面地及びその周辺の平坦地からなる地域で、その自然を回復し、保護することが必要な土地の区域 ・歴史環境保全地域：歴史的遺産と一体となった自然の存する地域で、その歴史的遺産と併せてその良好な自然を保護することが必要な土地の区域 ・緑地保全地域：前各号に掲げる地域を除き、樹林地、水辺地等が単独で、又は一体となって自然を形成している市街地近郊の地域で、その良好な自然を保護することが必要な土地の区域	・東京都希少野生動物種の保護のために必要があると認める時は、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域 ・その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその東京希少野生動物保護のため重要と認めるもの ・保全地域の特別地区における野生動物保護地区の区域を含まない	-	・その損する土地の面積が500平方メートル以上あるものに限る。ただし市長が貴重樹木と認める樹木等の集団についてはこの限りでない	・樹林地で良好な自然的環境を形成している土地	
指定の主体	都知事	都知事	都知事	都知事	都知事	市長	市長
都市計画決定	なし	なし	なし	あり	なし	なし	なし
規制の主体	都知事	都知事	都知事	都知事	-	市長	-
行為制限の内容	建築物等の新設増築	- 許可	届出 許可	許可 許可	- 許可	- 禁止	- 禁止
	土地の形質の変更	届出 許可	届出 許可	許可 許可	- 許可	- 禁止	- 禁止
	木竹の伐採・採取	- 許可	- 許可	許可 許可	- 許可	- 禁止	- 禁止
	水面の埋立又は干拓	届出 許可	届出 許可	許可 許可	- 許可	- 禁止	- 禁止
	鉱物土石類の採取	届出 許可	届出 許可	許可 許可	- 許可	- 禁止	- 禁止
	家畜等の挿入	- 届出	-	-	-	-	-
	緑地の確保	-	-	-	-	届出	-
	動物の捕獲・損傷等	-	-	-	-	-	-
	広告物等の表示	届出 許可	-	-	-	-	-
	工作物等の色彩変更	-	-	-	-	許可	-
その他	届出 許可	届出 許可	許可 許可	許可 許可	禁止	届出	-
罰則規定	あり	あり	あり	あり	-	なし	なし
土地所有者への助成・優遇	損失補償あり	損失補償あり	損失補償あり	-	-	補助金の交付	固定資産税などの免除
買い入れ主体	-	都	都	-	-	-	市長
買い入れに対する補助	-	-	-	-	-	-	-
管理	公園管理団体	土地所有者	土地所有者	土地所有者	地方自治体又は財団法人東京都農林水産振興財団	所有者	市長又は公益法人
市民への公開の義務	○	○*	-	-	○	-	-
その他・備考			野生動物保護地区を指定することができる。			日野市緑化推進に関する条例（昭和50年12月27日）の規定に基づく	

緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月）			高知市里山保全条例（平成12年）		
市民の森	ふれあいの樹林	緑地保存地区	里山保全地区	里山保全協定	市民の里山
○	○	○	○	○	○
○	×	×	○	○	○
×	×	×	×	×	×
・主として樹林で形成されたおおむね2ha以上の土地で、市民の憩いの場として使用することに適している一定の区域	・市街化区域内の主として樹林によって形成された、おおむね1～2haの土地で、市民のふれあいの場として適していると認められる一定の区域	・市街化区域内の主として樹林によって形成されている、おおむね0.1ha以上の一団の土地	・防災機能を確保するために保全することが必要な里山 ・潤いと安らぎのある都市環境を形成するために保全することが必要な里山 ・健全な生態系を保持するために保全することが必要な里山 ・人と自然の豊かなふれあいを確保するために保全することが必要な里山 ・歴史及び文化を伝承するために保全することが必要な里山	・里山保全地区であること ・1,000平方メートル以上の規模であること	・里山保全地区の内、市民が積極的に自然にふれあう場として開放することが望ましいと認める区域 ・土地所有者等と契約によりその権限を取得して、市民に開放することができる
市	市	市	市	市	市
なし	なし	なし	なし	なし	なし
市	市	市	市	-	市
-	-	禁止	届出	-	-
禁止	禁止	禁止	-	-	-
-	-	禁止	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	禁止	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
協議	協議	禁止	-	-	届出
なし	なし	なし	あり	あり	あり
奨励金、継続一時金の交付、固定資産税・都市計画税の減免等	賃借料の交付	奨励金の交付、固定資産税・都市計画税の減免等	-	協力金の交付	-
市	市	市（市民利用が可能な場合のみ）	-	-	市
-	-	-	-	-	-
愛護会 愛護会に委託料を交付	愛護会 愛護会に委託料を交付	土地所有者	土地所有者	土地所有者	公共的団体
○	○	-	-	-	○
10年以上の契約	10年以上の契約	5年・10年の契約			

※8 都民の自然とのふれあい、学習、体験活動などの機会を確保するよう努めるもの